

6月22日（第2日）

6月22日（火）第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	浜 先 秀 二	2番	上 松 英 邦
3番	吉 野 伸 康	4番	山 本 秀 男
5番	大 石 秀 昭	6番	片 平 司
7番	沖 元 大 洋	8番	野 崎 剛 睦
9番	胡 子 雅 信	10番	林 久 光
11番	住 岡 淳 一	12番	山 根 啓 志
13番	登 地 靖 徳	14番	浜 西 金 満
15番	山 本 一 也	16番	山 木 信 勝
17番	扇 谷 照 義	18番	沖 也 寸 志
19番	新 家 勇 二	20番	上 田 正

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
教育長	万治 功	総務部長	土手 三生
市民生活部長	川寄 純司	福祉保健部長	徳永 信幸
産業部長	瀬戸本三郎	土木建築部長	幸野 潔
会計管理者	川尻 博文	教育次長	重川 忠道
消防長	岡野 教正	企業局長	今宮 正志
総務課長	浜村 晴司	財政課長	久保 和秀
企画振興課長	有馬 博之		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	玉井 栄藏
議会事務局次長	河下 巖

議事日程

日程第1	議案第 36号	江田島市特定環境保全公共下水道大柿浄化センター建設工事委託に関する協定の締結について
日程第2	議案第 37号	江田島市退職手当審査会設置条例案について
日程第3	議案第 38号	江田島市副市長の定数を求める条例の一部を改正する条例案について
日程第4	議案第 39号	江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について

日程第 5	議案第	4 0 号	地方港湾大柿港の港湾管理者となることについて
日程第 6	議案第	4 1 号	公有水面埋立てに関する意見について
日程第 7	議案第	4 2 号	市道の路線廃止について
日程第 8	議案第	4 3 号	市道の路線認定について
日程第 9	議案第	4 4 号	平成 2 2 年度江田島市一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 0	議案第	4 5 号	平成 2 2 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 1	議案第	4 6 号	平成 2 2 年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2	議案第	4 7 号	平成 2 2 年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第 1 号）

開会（開議） 午前１０時００分

○議長（上田 正君） おはようございます。

ただいまの出席議員は２０名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成２２年第３回江田島市議会定例会第２日目を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に先立ち、市長から報告事項がありますので、これを許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） 改めまして、おはようございます。昨日より引き続きまして、定例会２日目大変ご苦労さまでございます。また、市民の皆様には早朝から傍聴にお越しいただきまして、心からお礼を申し上げます。

日程に先立ちまして、２件ほどご報告を申し上げます。

そのまず第１点目が、ＬＣＡＣの自走運航についてでございます。昨日、中国四国防衛局から、ＬＣＡＣの運航について、６月３０日以降は自走により運航するとの説明がありました。中国四国防衛局によりますと、本年２月に、飛渡瀬整備場で実施した騒音測定について、住民の生活に影響を及ぼすものではないとの結果を得た旨を関係者へ説明し、おおむね了解を得たことから、引き続き周囲への影響や安全性に配慮しながら、自走運航方法に変更するとの説明でした。

２点目は、昨日も申し上げましたように、能美海上ロッジにおける食中毒についてでございます。６月２０日に発生しました能美海上ロッジにおける食中毒のその後の状況についてご報告申し上げます。

当日は、宿泊者及び昼食利用者４７人のうち２２人が発症し、１１人が医療機関で治療を受けました。その中の４人が呉市内の病院へ入院されていますが、いずれも軽症であり、現在快方に向かっているとの報告を受けております。広島県西部保健所呉支所は、２１日午後６時に食中毒と断定し、当該施設に対して、調理業務の禁止処分を行いました。株式会社休暇村サービスは、本社から事故対応職員を派遣し、患者の対応に当たるとともに、当面宿泊のみの営業をしております。市としましては、患者への適切な対応と、シーサイド温泉のうみ、サンビーチおきみの２施設における衛生管理面について、最大限の注意を払うよう指導いたしました。

以上で、追加報告を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で、市長の報告を終わります。

日程第１ 議案第３６号

○議長（上田 正君） 日程第１「議案第３６号 江田島市特定環境保全公共下水道大柿浄化センター建設工事委託に関する協定の締結について」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第36号「江田島市特定環境保全公共下水道大柿浄化センター建設工事委託に関する協定の締結について」でございます。

大柿浄化センター建設工事委託に関する協定を3億200万円で、日本下水道事業団と締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 説明に先立ちまして、議案書の直前の差し替えとなりましたことをおわび申し上げます。以後注意してまいります。

協定の内容につきまして、次ページをお開きください。A3の横の用紙でございます。

大柿町深江の下水道浄化センターの全体配置図でございます。3つの円形の施設が水処理施設で、現在、左側の1基が稼働中でございます。このたび、着色しております真ん中2基目の増設工事等を日本下水道事業団に委託するものでございます。稼働中の1基の稼働率は、平成20年度、日最大で約40%とまだ余裕がございしますが、一方で、し尿や浄化槽汚泥を処理します鹿川の浄化センターが老朽化しておりまして、更新が必要となっております。こうした中、汚水処理の合理化を図りまして、老朽化している鹿川浄化センターは、将来的には、処理機能を持たせず、し尿等を希釈して、この大柿浄化センターに送り、集約して汚水処理する計画としております。この集約処理計画の一環で受け皿となります水処理施設の増設が必要となったものでございます。

前ページに戻っていただきまして、増設工事等は3億200万円を要し、工事期間はおおむね20カ月を要することとなりますので、工期を平成24年3月末とし、工事は、高度かつ専門技術を要することから、水処理施設工事について地方公共団体の代行実績の多い日本下水道事業団に委託するものでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 片平議員。

○6番（片平 司君） 鹿川の今このし尿処理の施設よね、かなり古なつとるけん、やめて、あそこへ持っていくだけで、あそこから深江の向こうまで引っ張るといことなんです、そうすると、あそこへつくるよりは、こっち持っていった方が金額的に安くできるということなんですか。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） まず、これから下水道を整備すると、し尿とか浄化槽汚泥が減ってくるので、やはり汚水処理を集約して処理するということが大事だと思

います。まず、1点目は、まず集約処理ということがございます。2カ所つくるよりも1カ所つくった方がよろしいということ、それと、その集約する場所につきましては、鹿川浄化センターの近くにも下水道浄化センター、鹿川の浄化センターございますけども、そちらに持って行くよりも大柿浄化センターの方に送水する方が経済的に有利だということから、この計画に至っております。

以上です。

○議長（上田 正君） 山木議員。

○16番（山木信勝君） まず、この議案でたらめじゃ思いますよ、わしからいわせば。なぜかという、大柿浄化センター建設工事、これ題名ですよ。これに加えて、暫定の前処理施設、これが入るんでしょ、そうですか。これはちょっとおかしい思うんです。題名がね。それから2点目に債務負担行為、これは限度額ではあるんですが、大柿浄化センターは3億7,000万、それから暫定の前処理施設は4,500万ですよ。ものすごく額が隔たりがあるじゃないですか。3億200万ですよ。全部で、22、23年で、その隔たり。まあこれが何か12月ごろ予算を組んだから、これぐらい違うんじゃないかと何か言いよったが、余りにも違い過ぎる思うんですよ。この辺はどうなのか。

それから、このたびの委託先が下水道事業団ですよ。これはテレビでもようやりよる天下りの温床になっとるんですよ、そういったところへ委託料、何パーセントかしらんが、かなりの金額を払うんじゃないか思うんですよ。その辺をなぜ、このような人に委託させるのかお伺いします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） まず、3点ございますが、まず、1点目の大柿の浄化センター以外の施設の建設工事も確かに含んでおります。が、主たるものが大柿の浄化センターということから、こういう名称になっているものでございまして、こちら辺はご理解いただきたいと思っております。

それと確かに額が予算よりも減額となっております、これは大変申し訳ありませんが、積算設計の精度をあげたことからのものがございます。

それと3点目、下水道事業団に委託の理由でございますけども、設計もこの下水道事業団にお願いしております、この下水道事業団というのは、そういう水処理施設の専門集団でございます。設計も委託しております、例えば工事に入りまして、設計の設計思想、こういったものを請負業者から問われることもございますけども、そういったときにも迅速に対応できるものと思ひ、下水道事業団に委託しております。

以上です。

○議長（上田 正君） 山木議員。

○16番（山木信勝君） まず、金額が違う言うんですが、何をこれ見積りしてやったんですか、初めに。どういうふうな見積りでやったんですかね、これぐらい違ういうたら、相当違いますよ。1億ぐらい違うんじゃないですか。

それから暫定前処理施設の工事なんですが、ここは事業団にやらさなくても、ほかの業者さんできる思う、これ何でタイアップさせたのか。

それから、今の下水道事業団に委託料、下水道事業団にあげる委託料、これ幾らぐら

いになるのでしょうか、お伺いします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） この予算をつくったときにも設計中でした。その設計の精度を上げる時間差で誤差が生じております。それとあと、前処理施設の方についても、これも汚水処理でございます。汚水処理については、技術に精通している下水道事業団が適切だと考えております。それと委託料でございますけども、3億200万の内訳でございますけども、委託するのは工事と工事を執行するための人件費、こういったものも含まれております。3億200万のうち工事を執行するための人件費、これが大体事業費の大体5.3%、数字で申し上げますと1,500万強、これが事務費となっております。それ以外は工事費でございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 私は3点ほど質問させていただきます。重複するところがあるかと思うんですが、先ほどの鹿川の浄化センターのし尿をここへ前処理として流入するというので、平成22年度の当初予算に更新整備事業費として設計委託が約5,000万計上しておりますが、将来、もうここへ全部持ってくるんなら、更新をもうせんでもいいんじゃないかというふうに感じるんですが、この関係はどうでしょうかね。

それと、このし尿処理施設の完了が平成24年の3月だと、そうすると、通水が平成24年度から供用するんじゃないかというふうに感じるんですが、流入計画を数値で、概算の数値でもいいですから、教えていただきたいと思えます。

それから2点目に、この協定は、下水道事業団と契約するわけですが、工事の発注は、下水道事業団から発注されると思えます。それで地元建設業者に対する地元対策というんですか、どのように考えられておられるのか、市から発注でしたら、市から指名してやるんですが、下水道事業団、これは大阪だと思うんですが、大阪の方で一般入札か指名か、公募かわかるんですが、ここらあたりの考え方、市にお願いするんですか、そこらの考え方をお尋ねします。

それから3点目に放流水質についてお伺いします。生活環境の保全に関する環境基準では、水域、海域ごとに定められておりますが、この大柿浄化センターの放流先についてはどのようになっておられるのか、それから設計はどのようにされておられるのか、この3点をお聞きいたします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） まず、前処理施設の更新の方の関係でございますけども、前処理施設というのは、今の鹿川浄化センターは、し尿や浄化槽汚泥が入ってきますと、それを貯留して、大きなごみとか、そういうごみを取って、その後また汚水処理をするという工程になりますけども、そのごみを取るという工程を前処理と呼んで、この前処理については、今後も鹿川の浄化センターで行いまして、その後、放流水質の方にも関係するんですけども、下水道へつなぐ場合にも、そのまま流すわけにはいきません。下水道へ流すための基準というのが決められておりまして、その基準を満足するように集めて、ごみを取って前処理したものを希釈して下水道管へつないで大柿浄化セン

ターに持っていくという工程になります。ですから、単純な更新ではなくて、そういうごみを取るとか、そういった機能は残すという更新でございます。

それと2つ目の下水道事業団からの発注の件ですけれども、下水道事業団では、一般競争入札で委託する工事を一括発注する、主たる工事が機械設備なので、機械設備の業種で一括発注するというふうに聞いております。そうしますと、市内の業者が参入できないということになります。しかしながら、工事の中には土木工事もございますので、そういったものにつきましては、下請される場合は、市内の業者を選択、活用していただくように、これは文書で下水道事業団に申し入れをしているところでございます。

3つ目は、放流水質でございますけれども、放流水質は、先ほどおっしゃいました環境基準とか、あと下水道法の中での施行令の中にも基準がございまして、いろんな基準のある中で、最も厳しいその数値というのを守るように下水道の放流を監視しております。

あともう1つ、し尿浄化センターからこちらに送られる量の質問ございましたけれども、今鹿川の浄化センターで処理されているのが大体1日に40キロリットルを今処理されてます。これを、またこれから精度を上げて検討するんですけれども、今のところ7倍程度に希釈するということになります。そういう計画でおります。

以上で、答えたと思いますが、不足しているでしょうか。以上です。

○議長（上田 正君） 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） まず、地元対策、工事なんですけど、一括で発注するということですが、できれば分離をしていただいて、土木工事だけでも地元が入れるような形をとっていただいたらというふうに感じるんですが、そこらは再度、またお願いします。

それと鹿川の処理水を1日に40キロリットル入れられるいうんですか、そうすると、薄めて7倍にするということですが、現在の大柿の処理区の処理状況、水洗化率を考えると、整備人口が2,054人で、そのうち水洗化されておる人口が753人、水洗化率が36%ということで、この1池工事分で700トンの処理能力を持っておると、この水洗化率でいえば、この半分で今現状は済んでおると、それで、この前処理分を入れても、この1池だけでも済むんじゃないかというふうに感じるんですね。いわゆる設備投資を早くして、維持管理費がかさむんじゃないかと、まだ時期が早いんじゃないかというふうに感じるんですが、そこらを再度お願いいたします。

それから水質については説明がよく、なかったんですが、どのように、放流水質だけでもいいですから、どういう水質で設計されておるのかお聞きいたします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） まず1点目の分離発注でございますけれども、分離発注すると、これまでも、いろんな場面で申し上げてまいりましたけれども、分離発注すればするほど諸経費が増になりまして、全体の事業費が増になる、これは避けていきたいというのが1点目でございます。それと2点目は、先ほど、定性的に話をさせていただきましたけれども、もう少し数字で申し上げますと、今現在、300トン、日最大で300トン程度の稼働をしておりますけれども、それプラス先ほどの希釈水を加えますと、トータルで、ざっとでございますけれども、600立米ぐらいになりまして、日最大700トンに対して600立米ということになりますと8割を超えております。8割を超え

るということになると、機械の負担もかなり大きくなってまいりますので、この時期が適切だというふうに考えております。

それと水質でございますけれども、今手元に水質試験成績表の平成21年11月分がございますけれども、これ今現在の管理している基準でございますが、例えば、CODで20ミリグラム／リッター以下、それから全窒素、窒素について、同じく20ミリグラム／リッター以下、それと磷については、2.7ミリグラム／リッター以下、今言いました、こういった数値については、毎日放流水質を検査して、異常がないかを確認しているところでございます。そのほかにつきましても、いろいろ決められた項目ございまして、月に1回か2回検査して、異常がないかを確認しながら運転を管理しているところでございます。今言ったような基準になるように、し尿、汚泥を希釈しても満足するように管理していくよう検討しているところでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 暫時休憩いたします。

（休憩 10時25分）

（再開 10時26分）

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 今も休憩中にありましたが、具体的に、わかりやすく言っただけでも結構ですから、お願いします。

それで、最後の質問になるんですが、大柿の浄化センターの水洗化率が低いんですよ。これに対して、どのように考えられておられるのか、広報でお願いするだけじゃ、これじゃ増設しても、維持費がかさむだけで、歳入の方も少しは入れていただけるような形を、水洗して、せっかく整備されるわけですからね、お願いしたいというふうに思います。

それから分離発注、工事の発注ですね。これは分離発注して経費が高くなるということですが、経費は、私は高くないと思うんですが、できれば、地元へ参入できるような形をとってほしいと思います。

それから最後の水質ですが、要は水質基準があります。環境基本法の16条で、海域、水域ごとに定められております。この放流先は広島湾だろうと思うんですが、その環境基準を守れるような形で下水道事業団と協議をしていただいて設計していただきたいと、あわせて、管理の方もしていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号を、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第37号

○議長（上田 正君） 日程第2「議案第37号 江田島市退職手当審査会設置条例案について」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第37号「江田島市退職手当審査会設置条例案について」でございます。

広島県市町総合事務組合退職手当支給条例の一部改正に伴い、市に退職手当審査会を設置するための条例を制定する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 江田島市退職手当審査設置条例の制定条文の主な内容につきまして説明いたします。

議案書55ページをお開きください。

まず、第1条、設置理由についてですが、広島県市町総合事務組合退職手当支給条例第18条第1項の規定に基づきまして設置するものでございます。第2条、所掌事務につきましては、同退職手当支給条例の規定によりまして、その権限に属された事項を処理するもので、詳細につきましては、後ほどまた説明させていただきます。第3条、組織ですが、委員は3人で組織し、必要があるときは臨時委員を置くことができるとなっております。第4条、委員等の任命は、学識経験のある者のうちから市長が任命いたします。第5条、委員の任期等につきましては、委員の任期は2年、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間といたします。なお、委員及び臨時委員は非常勤となっております。第6条、会長は、委員の互選により選出し、会務を総理いたします。第7条、議事につきましては、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができません。

次の56ページをお開きください。議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長が決します。第8条、庶務につきましては、総務部総務課で処理いたします。第9条、この条例に定めるもののほか議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って決めることといたしております。

附則としまして、この条例は、平成22年7月1日から施行するとしております。

以上、条例内容について説明させていただきましたが、次の57ページに添付いたしております参考資料をごらんください。上側が現行、下側が改正後の流れ図になっております。まず、上側の現行では、在職中に職員が非違行為、法の背く行為を起こした場合、市長が処分を決定し、懲戒免職となれば、その旨を総合事務組合、今総合事務組合になっておるんですが、昔は退職手当組合、に通知し、退職手当支給条例により退職金は出ない、不支給となります。一方、職員が退職後に、その者が在職中、法に背く行為をしていたことが発覚しても、退職金を返納させることはこれまでできませんでした。ただし、下の※のところにありますように、退職後は、禁固以上の刑が確定すれば不支給、または返納とありますように、禁固以上の刑であれば、現行でも返納させることができるようになっております。

次に下の改正後の流れ図に移らせていただきますが、このたびの主な改正点は、退職後において、禁固以上の刑でなくても、退職手当審査会に諮問し、懲戒免職相当の処分となれば退職金を返納させることができるようになることがまず1つです。また、流れ図では示されておりませんが、職員が在職中に法を犯すような行為を行いまして、懲戒免職処分を受ける前に本人が死亡した場合、遺族に退職金が支払われ、返納させることがこれまではできませんでした。この場合も退職手当審査会に諮問し、懲戒免職相当の処分となれば、返納させることができるようになります。本市において、3年前に公金不正流用をいたしまして、本人が死亡し、遺族に退職金を支払った事例がありましたが、このような場合にも、先ほどの退職後のケースと同様に、退職手当審査会に諮問し、返納請求、あるいは支給差止ができるようになります。今年の7月1日以降の改正後からは。以上のように、退職手当審査会に諮問するケースは、まず、退職後の退職金の返還、退職中に死亡し、遺族に支給した退職金の返還の2つのケースだけが想定されます。なお、禁固以上の刑、懲戒免職処分の場合は、審査会の諮問は不要となります。

以上で、議案第37号の説明を終わらせていただきます。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山木議員。

○16番（山木信勝君） 2点ほど、この改正によってできるようになったわけです。退職後の返納と、亡くなくても、遺族に返納ができるということなんですが、この委員ですがね、委員3人組織するということですが、弁護士やら大学教授、国・県の人事の担当の人だと聞いておるんですが、その下に、特別の事項を調査、審議させるために必要があるときは臨時委員を置くとなっております。この臨時委員のどのようなことするか、詳しく説明してください。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 臨時委員につきましては、それぞれ、いろいろ非違行為につきましての案件の内容によって、それぞれ事情を聞いたり、関係者の方に事情を聞いたりするということもございます。そういった部分のことを臨時委員さん、関係ある方

に臨時委員さんになっていただいて、そこらの部分の説明等をしていただいて、その審議会の委員さんが、そこらで判断していただくようなシステムになっております。

○議長（上田 正君） 山木議員。

○16番（山木信勝君） そうすると、その上の委員の3人は調査をしないんですか、全然。ただ、審議するだけ。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 委員さんも調査、審査します。それを補完するために、さらにもっと詳しく事情を聞かなくてはならないような状況も出てきますので、そういった状況が把握できるような臨時委員さんを新たに任命して、そこらのとこで、総合的に詳しく審査していくような形になります。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

胡子議員。

○9番（胡子雅信君） ちょっとわからないところがあるので教えてください。今こちら、退職後は、禁固以上の刑が確定すればという、確定ということがあるんですが、これ例えば裁判で1審、2審、最後に最高裁までいった場合に、長期に刑確定するまで時間かかる場合はどのように対応するのかなというのをちょっと疑問に思ったんで、そこら辺のところを教えてください。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 7月以降につきましては、一応支給保留というような形にしておりまして、その確定によって支払うか支払わないかということの判断になってくると思います。

○議長（上田 正君） 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 今の保留ということは、例えば、刑確定するまでに、例えば5年間かかった場合は、5年間保留という理解でよろしいですね。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） はい、そのように解釈していただければ。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第37号を、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第38号

○議長（上田 正君） 日程第3「議案第38号 江田島市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第38号「江田島市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例案について」でございますけれども、この件につきましては、さきの議会で大石議員さんより、条例改正を早くすべきじゃないかというご指摘がありました。全くそのとおりで、少し遅れたんですけども、今回提案させていただくことになりました。地方分権改革が進展する状況下において、市の行財政事情にあわせて、副市長の人数については柔軟に対応するために現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 改正内容につきまして、議案書60ページの江田島市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例案の新旧対照表で説明させていただきます。

副市長の定数につきまして、現行「2人」とするのを「2人以内とする」に改正するものでございます。

59ページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上で、議案第38号の説明を終わらせていただきます。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

大石議員。

○5番（大石秀昭君） 実は、先ほど市長さんも言われましたように、3月の定例会で、私が質問したのは、2人体制というのを1人体制にしたかどうかということで、市長さんの答弁には、6月定例会までに一部の改正をするというふうになってたので、私で見れば、1人に改正されるんじゃないかと思ってたんですが、ここを見ると、2人以内ということになっておるんですが、これはどういう理由で、2人以内にしとるんですか。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 提案理由の中にも書いておりますけれども、非常に今行財政改革とかさまざまな取り組みがされておりますので、1人ということに絞りますと、もう1人しかできないということで、いろんなことに対応できるように、柔軟に対応でき

るために、場合によっては2人にするという含めた改正案でございまして、1人にするというではありませんので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 今江田島市の財政も非常に逼迫しておるんで、2人体制ということであれば、将来2人にできるということなんで、そういうことでなくて、1人で十分じゃないかと思うんですが、どんなときに2人にすると考えておられるんですか。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） どんなときに2人にするかということではなしに、やはり仕事の量とか、仕事の内容とかによります。今の副市長の例えば給与のことなんかもそうですけど、副市長いうと、相当たくさん給料もろうとるかのように思うかもわかりませんが、そんなにたくさんじゃ実はないわけなんです。私は1人より2人特別職の副市長がおって、仕事をどんどんどんどんこなしてくれた方が、全体的に言いますと、江田島市のためにはその方が利益になるじゃないかというように実は今思っております。ただ、江田島市の中でも、例えば交通局を担当する、今は全部副市長が実は担当するようになっております。副市長はもともと教育者ですから、そういう事業環境のことは、不得意じゃないという、ここで隣で怒られるかもわかりませんが、やはりそれぞれ、これまでの経歴とかいろんなものがあって、場合によったら、例えば2人にして、そういう特別な部門か何かを担当してもらおうということ、ここに案の中に上程したとおり、非常に柔軟に対応できるような体制だけはしとかんと、1人でいうことに絞りますと、例えば今度は企業関係の事業関係のことに精通した副市長が誕生したときには事務的なことがおろそかになる、事務的なことに精通した人は今度は例えばさっきの下水とか、そういう事業関係のことがおろそかになるとかいうようなことがありますので、条例では2人にしていただいとって、いつでもそういったことに対応ができるように、現在も交通船問題なんかは非常に大きな課題ですので、本当はこの議会に、そういう事業関係のことに精通した副市長でも選任したいという気持ちはありましたけれども、条例が設置されてから、少し考えたいというように思っておりますので、2人にするということは、大体そういった中身でございまして。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 今市長が言われたように、職務の関係で2人にされるということですが、今市長が説明あったように、企業局であれば、そのために企業局長がおられるし、今の下水道とかいうことになれば、そのために各部署に部長がおられるんで、そういう方と分担しながらやられたらどうなんですか。それを全部副市長に持っていきこうと思うから無理なんで、各部署にそれぞれ配置しておるんだから、その部署の職員の方が何にもできないのであれば、副市長がやらなきゃいけないんですが、そのために各部署に置いとるじゃないんですか。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 組織ですからね、これは市長、副市長は特別職なんですよ。みんな、それぞれもう明日はないという覚悟で、実は特別職の者は仕事に実は当たっておるわけです。ところが、私は職員はちゃんと定年まできちっと働かせてあげたいとい

う気持ちがあります。また、組織の中で、公務員として育った方はどうしても、例えば、こういった議会でも、自分が思っておることは全部よう発言しないと、もう私は立場上、議員さんが言われても、正直に反論したりしますよ。ところが、やはり例えば交通船のこと、今宮局長が全部の自分が思っておることと言えるかというたら、実際にはそんなことはないでしょ、大石議員さんも長らく議員されておるんで、職員がどれだけ遠慮しながら発言をしとるかということとはわかっておられると思います。ですから、おのずと特別職と公務員との職の間の発言、発言量とか、言うこととか、言わないことというのは少しやはり若干差が出てくるわけです。そのために十分発言をできる、議会などで十分説明できるように、そうして部長がおって、副市長がおって、市長がおって、最後にはすべて私の責任に帰します。ですから、そういう形で、副市長を、場合によったら2人にするということで、決して企業局長が能力がないとか、課長が室元課長が能力がないとか、そういうことじゃないんですよ、そこらのあたりは誤解をしないでいただきたい。より仕事をやりやすいために、場合によったら、副市長を置くということでございます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第38号を、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第39号

○議長（上田 正君） 日程第4「議案第39号 江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略をいたします。

直ちに、提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第39号「江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

育児休業・介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要があ

りますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第39号「江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」説明いたします。

62ページから64ページに改正条文を、65ページから69ページに新旧対照表を、70、71ページに参考資料として、条文改正案の骨子を示しております。

70ページの参考資料によりご説明いたしたいと思っております。

今回の改正の理由につきましては、育児介護法及び育児休業法の改正がこの6月30日に施行されることに伴いまして、今年3月の議会で、江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例などの4条例を改正しました。そのうち、江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例のうち、育児休業・介護休業に係る条例について、この3月の議会以降に改正がありましたので、その内容を整理するものでございます。

今回の改正の柱は、これまで夫婦の一方が子どもを日常的に養育できる状態にありましたら、夫婦の一方の方が一応その子どもさんを見ることができたら、一方の親は、育児休業等を取ることができませんでした、これまで。しかし、改正によりまして、夫婦がともに協力して子育てするための環境を整えるための制約がさらに緩和されまして、夫婦が同時に育児休業等を取ることができるようになったものでございます。改正内容の主なものにつきましては、まず、中段の中ほどにあります第1条関係、江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の(1)の部分ですね、9条関係。9条関係の第2項関係につきましては、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないことを新規に規定しております。災害等以外でしたら、時間外勤務については配慮をするようにということに改正されております。イとしまして、第3項関係は、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、職員は育児のための時間外勤務の制限の請求をすることができることとする改正でございます。こちらの部分は育児休業とはかわってくるんですが、小学校に上がるまでの子どもさんを養育している親につきましては、月が24時間、年間150時間以上の場合につきましては、時間外勤務については配慮するようというこの規定でございます。第4項関係につきましては、要介護のある職員が介護する場合の時間外勤務の制限について、条文の引用規定を整理しております。これは前段の部分の者を介護する等の場合に適用したものでございます、同じようにですね。次に、第4条関係、江田島市職員の育児休業等に関する条例につきましては、まず、第2条関係は、職員の配偶者の就業の有無や、育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業をすることができることとする改正並びに非常勤職員、臨時職員に任用される職員に関する規定の整理をしております。第2条の2の関係ですが、既に育児休業を取得した職員のうち、子の出生の日から57日までにした最初の育児休業を除き、原則として、再度の育児休業は取得できないという

ことになっております。次に第3条関係は、アの第1号関係につきましては、条ずれの整理でございます。イ、第4号関係は、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらずなく、職員が育児休業等計画を提出して、最初の育児休業した後三月以上経過した場合に再度の育児休業をすることができることと改正されております。第5号関係は、子の出生の日から57日までに最初の育児休業した職員は、特別の事情がない場合であっても再度の育児休業ができるよう改正されたものについての字句の整理をしております。第5条関係につきましては、職員以外の子の親が常態として、その子を養育することができることになった場合でも、育児休業の取消事由には当たらないとする改正でございます。第8条関係につきましては、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらずなく、職員は、育児短時間勤務をすることができることとする改正並びに非常勤、臨時に任用される職員に関する規定の整理をしております。次に9条関係につきましては、第1号及び第4号関係につきましては、条ずれの整理でございます。第5号関係につきましては、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらずなく、職員が育児休業等計画書を提出して、最初の育児短時間勤務をした後の三月以上経過した場合に、前回の育児短時間勤務の終了から1年以内でありましても、育児短時間勤務をすることができることと改正されております。12条関係につきましては、職員が育児短時間勤務により子を養育している時間に、職員以外の子の親がその子を養育することができることになった場合でも、育児短時間勤務の取得、取消事由には当たらないこととする改正でございます。16条関係につきましては、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらずなく、職員は部分休業をすることができることとする改正と、非常勤職員に関する規定の整理をいたしております。

附則として、公布の日から施行するものとしております。

説明が長くなりましたが、以上で、議案第39号の説明を終わらせていただきます。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本一也議員。

○15番（山本一也君） 結構な改正なんですけど、これほど改正せなきゃならない理由として、今まで、こうした育児休業や介護休業等の職員がどれほどおられたんですか。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 今のところ、育児休業取得しておる職員はございません。育児短時間勤務につきましては1名いらっしゃいます。部分休業につきましては3名、今活用しております。

以上です。

○議長（上田 正君） 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 約450人職員がおる中で、二、三人ということは、非常にその利用する数が少ないということは、私は休んじゃいけないという概念が職員さんにしみついておるのではなからうか。そうしたものの、概念を取り省くようなことをしないと、せっかくのものが、せっかく子どもをたくさん育てていただけるという法があつて

も、何の効力を発揮しないというものがありますので、そうした概念を少しでも早くのけていただくように、取り組みをしていただきたいと思います。以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第39号を、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第40号

○議長（上田 正君） 日程第5「議案第40号 地方港湾大柿港の港湾管理者となることについて」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略をいたします。

直ちに、提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第40号「地方港湾大柿港の港湾管理者となることについて」でございます。

本市が単独で、地方港湾大柿港の港湾管理者となることにつきまして、港湾法第33条第2項において、準用する同法第4条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 議案第40号について説明いたします。

本案は、現在広島県が管理しております大柿港について、権限移譲により江田島市が単独で港湾管理者となろうとするものでございます。

大柿港の位置図を次ページに添付しております。斜線部が管理を行おうとする港湾区域でございますが、より詳細の地図を次ページ74ページに添付しております。

74ページでございますが、図面左側が北側となりますが、北側は、柿浦の鳶ヶ鼻から引島を経て、コンビニエンスストアの背後の久保田護岸までの1点鎖線で囲まれた海面区域が予定港湾区域でございます。主な施設は、朱色で着色しております大君の防波堤や大君小学校前の物揚場などで構成される平成9年に完成した7割が主な施設でございます。

再度72ページに戻っていただきまして、表の右の欄の他の関係地方公共団体が意見を申し出る期間についてでございますが、港湾管理者になろうとする場合、港湾法におきまして、他の関係地方公共団体が意見を申し出る期間を公告し、申し出るべき期間を最低1カ月と規定されております。このたびの予定港湾区域は、江田島市の行政区域内でありまして、また、県とのこれまでの協議経緯を踏まえますと、意見申し出の期間を長期とする要因はございませんので、最低の1カ月として提案するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

大石議員。

○5番（大石秀昭君） この港湾管理者になる位置図で見ますと、早瀬の橋から、あそこのセブンイレブンのとこまでで、昨日も私が申しましたように、高潮対策でここは非常に危険なところでございます。そういうところを今後管理しながら工事するのは、委託を受けた場合、市がやるんですか、県がやるんですか。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） この図面の1点鎖線に囲まれた区域については、護岸についても、移譲を受けますと江田島市が管理し、工事も市が行っていくこととなります。

以上です。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） これは今後、委託を受けて市がやるのであれば、委託を受ける前にそういうところを調査して、今の県の間で工事を完了しておかないと市の負担が大きくなってくるんじゃないかと思えます。あの柿浦港の場合も、先日視察させていただいたときに、水路が勾配が反対になって水が流れておらんという状況がありましたけど、それについても、やはり県が持つとる間にやって工事を済ましておかないと、市の負担が大きくなってくるんで、そこらあたりを、いつから委託をされるようになるんか、それまでに済ませていただきたいと思えます。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） まず、委託ではございません、今度権限移譲でございます。それと権限移譲に向けて、まずは、江田島市の方から、こういった施設が老朽化しているので、ここを直してもらいたいという要望はしまして、それについても、今年度中に直していただくこととなっております。といいますのが、今図面の中にも修繕箇所について完成したという写真も添付しているところでございます。それと5月の頭に見ていただいたときに、水路が蓋がないとかいうことがございました。これについても申し入れをしまして、近いうちに施工していただくということに聞いております。

以上です。

○議長（上田 正君） 片平議員。

○6番（片平 司君） 権限移譲ですね。今後、これは大柿港なんですが、各江田

島市内には各港湾があるんですが、順次されてくると思うんですけど、権限移譲された場合に、例えば風水害になった場合は、全額市が見るようになるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 江田島市内に小用港とか、ほかにも港湾ございますけれども、権限移譲と対象になっておりますのは、地域に利用が限定されている港湾が対象になっておまして、江田島市内では、今のところ大柿港だけでございます。

それと風水害の件でございますけども、ひとたび異常天然現象で施設が被害を受けた場合、これは公共土木施設災害復旧事業という国庫補助がございます。この補助事業は、通常の道路改良とかいう事業に比べて高率の補助でございます。ただ、全くゼロの負担ということではございませんが、補助事業はございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 片平議員。

○6番（片平 司君） 私心配するのは、そういうふうな費用の面と、もう1つは、全員協でも言ったと思うんですが、今までは県の委託だったと思うんですよね。それを市が管理せないけん。聞くところによると、人も金も下りてこんど、今の現状の中でやるんじゃと、やれるんですかというたら、やりますというふうに言われる。やれますいうても、現実には人手がおらんかったらやれんと思うんじゃないけど、その辺はどうなんですかね。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） おっしゃるとおり、これまでは委託でございましたけども、これからは管理者となって管理していかなくてははいけません。ただし、申し上げましたように、事務委託を受けておりましたので、権限移譲で大きな事務が新たに発生するというふうには思っておりません。といいますのも、一昨年、東広島市が安芸津港を権限移譲で受けておりますけれども、東広島にもまいりまして、事務の増はどうかというところをヒアリングしましたけれども、大きな事務の増はないというふうに聞いております。それと、全くお金もついてこないというご指摘なんですけれども、全員協でお示した資料の中にもございますが、管理者が変わることによって、地方交付税が入ってまいりますということと、あと権限移譲後3年間は移管支援交付金が県から交付されることとなっております。

以上です。

○議長（上田 正君） 片平議員。

○6番（片平 司君） 国が、国から地方へ、国から県、県から市、町へいう流れの中でこれもなったと思うんですが、権限だけ大体はなっとるんですよ、あなたも知って言よるんじゃないろう思う、つらい気持ちだろう思うんだけど。やれるならやれるんですね、そしたら。何かあったとき、いや、これはだめだったということはないんですね、それじゃ。以上です。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） やれるのかどうか、そういったところにつきまして

も、こういったやり取りを県ともやっております、大きな大規模な災害起きた場合に、全く県から支援が受けられないということではなくて、県も上級官庁として支援をしていくという言葉ももらっているところでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） 先ほど部長が説明したとおり、この江田島市には港湾かなりありますよね。なぜ、柿浦港湾だけが権限移譲されたのか、その辺をちょっと説明してください。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 大柿港でございますね。小用港とか中田港、こういった港については、広島とか、それと呉とか、小用港もそうですけども、広域に人が移動するという、広域的なところに着目して、広域的行政はやはり県が担うべきだろうと、なおかつ鹿川港につきましては、海外からの貨物、石油ですけども、そういったものも入ってきている、そういう危険物の管理という観点から、それは広域的な役割として県が担うべきだろうというようなところから、一方で、大柿港については航路もなくなりまして、利用が地域、江田島市に限定されているので、これが対象となりました。

以上です。

○議長（上田 正君） 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） この権限移譲に際して、去年ぐらいから、各港湾のちょこちょこ、1メートルか、縦1メートル、横2メートルか5メートルぐらいを部分的に護岸工事を修繕して大君までいってますよね。でも、この県の維持管理課がまだ大柿に存在しておる最後の年に、維持管理の課長とわしが会いまして、柿浦港のあの栈橋と漁業組合の間に長い築港がありますよね。これがおおよそ50年、耐過年数が来ておるということで、私は写真を撮って、これを何とか直してもらえんじやろうか、つくり変えてもらえんじやろうかと、台風なんか来たら大変じゃからということで、現状視察させとるんですよ。でも、この鳶ヶ鼻から大君の紡績のところまでは権限移譲されて市がします。こっちは鳶ヶ鼻から秀ヶ鼻までは何にもされておらんということは、まだ、そういう防波堤なんかの大きな事故が起きたり、災害が発生した場合は、県ないし国が維持管理を続けてくれるということですか。その辺はどうなるんですか。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 位置がちょっとよくわからないところもございませうけれども、この1点鎖線の区域については、広島港湾振興事務所がコンサルにも委託発注しまして、健全度を評価して、修繕しなくちゃならないところを抽出して、その箇所について今年度中に修繕をしていただくということになっております。

以上です。

○議長（上田 正君） 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） 私が質問したことと、あなたが。わしはこの権限移譲外の今話なんじゃけども、した。今後、その権限移譲外の江田島市の、権限移譲された枠内の

以外でそういうことが発生した場合は、県の維持管理が責任をもってやってくれるのかということ質問しておるんですよ。というのが、さっき説明したように、築港が50年過ぎておるから、これはもう耐過年数過ぎとるんだから、万が一があったときとか、万が一が生じる前に国なり県なりは速やかに対応してくれるために、これを権限移譲の枠をここからずらしてしとるんかなということですよ。その点をお願いしたい。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 特にその区域を限定して、その責任を明確にするがためにというのが権限移譲ではございません。この1点鎖線区域以外は、まだ依然として県が管理する区域でございますので、県が管理してまいります。先ほど言いました健全度の調査ですけれども、この健全度の調査についても、まだまだたくさん調査しなくちゃいけないところがあるけれども、来年4月までにということで前倒しして、費用をかけて調査をしてもらって修繕をしてもらっているところでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

扇谷議員。

○17番（扇谷照義君） 今、この朱塗りしとるところなんです、大君の公園のところからすべりができとるんですよ。皆さんご存じだと思うんですが、あのすべりが活用されてないんですが、あれで出来上がるといいのか、今後あれをどういうふうに活用するのか、どうも私、毎日見るんですが、できとるわりには使用量が少ないし、用途ははっきりしてないと思うんですが、これから管理を市がするという事になれば、そこらの使用の方法とか、あるいはどういうふうに使われるのか、ちょっとお聞きしたいですが、お願いいたします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 申し訳ありません。ただいま、今現在、そのすべりをどう活用していくかというのは、今、案として持っておりますけれども、我々こういうふうな管理者になったからには、今ある施設を、きれい事を言うようすけれども、いかに活用していくかというのを真剣に考えていく必要があると思っております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第40号を、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第41号

○議長（上田 正君） 日程第6「議案第41号 公有水面埋立てに関する意見について」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第41号「公有水面埋立てに関する意見について」でございます。

公有水面埋立法第3条第1項の規定により、広島県知事から、県道用地及び護岸用地に供するための公有水面埋立ての出願に関する諮問がありまして、本市としては、この出願に係る意見について異議のない旨を答申したいので、同条第4項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。よろしくお願ひします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 議案第41号の説明いたします。

本案は、江田島市が県からの事務移譲により道路改良を進めております県道深江柿浦線に係る埋立てについて、埋立て許可権者であります県知事から、地元自治体の江田島市長に意見照会があり、異議ない旨回答したいというものでございます。

次ページの参考資料をごらんください。

埋立て申請箇所は、深江漁港区域内の海面で、図面で黒く着色しております埋立て①、②、合計で513.4平方メートルを埋立てするものでございます。埋立て目的は、前後が既に埋立てにより歩道付きの2車線道路となっているものの、当該箇所は歩道がない1車線道路でございますので、埋立てにより道路拡幅を行い、一連の区間の安全で円滑な道路交通を確保するものでございます。

なお、この埋立て工事による周辺海域には希少生物は確認されておらず、民家や海域環境への影響調査を行った結果、大きな影響なしと評価されております。以上により、埋立てに対して異議なしと提案しております。

次ページには、県知事からの諮問書を参考添付させていただいております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第41号を、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第42号・日程第8 議案第43号

○議長(上田 正君) 日程第7「議案第42号 市道の路線廃止について」及び日程第8「議案第43号 市道の路線認定について」の2議案を一括議題といたします。

この際、議案の朗読は省略をいたします。

直ちに、提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第42号、議案第43号につきまして、提案理由の説明をいたします。

最初に、議案第42号「市道の路線廃止について」でございます。

既存市道路線の見直し及び整理を実施するため、本市の現行の市道1,052路線を一たん廃止する必要がありますので、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続いて議案書177ページ、議案第43号「市道の路線認定について」でございます。

本市として統一した新基準で、再編成した市道952路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長(上田 正君) 幸野土木建築部長。

○土木建築部長(幸野 潔君) 議案第42号、第43号の説明につきまして、175ページで説明させていただきます。

現在の市道は、合併前の旧町道をそのまま市道として引き継いでおりますが、1の2つ目の丸にございますように、道路幅等がさまざまで、市道としての水準が統一されていない状態でございます。このため、2の再編成の進め方にありますように、一たん全市道1,052路線を廃止し、改めて市道とすべき基準を作成しまして再編を検討しましたところ、952路線が候補となったため、これを市道認定することとし、議案42号で、全路線1,052路線の廃止、議案第43号で952路線の認定を提案するものでございます。

なお、市道認定基準は、不特定多数の人と車が通れる道を基本とする考え方で、道路幅員や接続する道路等の要件を設定しております。また、路線名称につきましては、起終点の地区字名を使用し、字名でカバーできない場合、通し番号で整理することとして

おります。それから議案では再編による廃止となる路線、逆に新規認定される路線がわかりにくいことから、昨日、別添配付しました市道廃止・認定についての参考資料を提出させていただきました。

1 ページ、2 ページ目が再編により完全廃止となる路線、これが249路線ございます。新規路線については、3 ページにありますとおり83路線でございます。ただし、1つの旧路線で、一部廃止区間のあるものや、1つの路線の枝線を新たに新規路線としたものもございまして、これらは表に反映しておりません。そのため、路線数の数がそのまま合致しないことにはご注意ください。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

片平議員。

○6番（片平 司君） これ、この前の全員協で唐突に出て、唐突に今回も議案出てるんですが、要は、この前の説明でも、1メートル未満、とりあえず1.8メートル以上は市道に認定すると、1.8メートルに満たないところは、いわゆる里道ということになるみたいなんですけど、地域の人でもまだ知ってないわけなんよ、ここが里道になって、将来は、そこの住んどる人が面倒見ないけんのですよということがね。やっぱりそういう点は、その該当する地域の人説明が必要ではないかと思うんですよ。それともう1つは、1.8メートル以下の道路でも下水道が入ったり、水道管が入ったりするわけなんですよ。そういうところを将来的に、その地域の人が見ないけんのか、いろいろあると思うんですがね、その辺を、まず、地域の人に説明をするんか、それで、例えば1.8メートルに満たないところは、今土地を出してくれたら、1.8メートル以上にして、将来は市が管理しますよというふうなことをするんかどうかを説明をしてください。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） まず、周知につきましては、議決いただきましたらば、公示という手続がございまして、掲示板に公示するということと、あと図面を本庁、それから支所に、全員協で説明したときの資料よりもより詳細の図面を配置して縦覧することとしております。それと、このたびの再編で、大きく影響するのが沖美町でございますので、沖美町には協議の場を持つように考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 片平議員。

○6番（片平 司君） いや、沖美町だけじゃないと思うんですよ。私これ見ると、各地かなりあるんですが、例えば1.8メートル以下のところを家がなくて畑なんかだった場合に、あと1メートル出してくれりゃ、市が拡幅して道路工事やりますとかいうふうなことは考えてます。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 回答が漏れておりまして申し訳ありません。このた

びの再編というのは、まずは、現在ある市道をまずは新しい基準で見直そうと、これが最大の目的でございます。ですから、今後地元の協力を得られて市道にしていくと。土地を寄付していただくなり、そういったことについては、もちろんそれは前向きに協力いただけるものについては、それは考えていくべきだと思いますので、それは別途ご相談いただければと思います。

以上です。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） これ、いろんに字名まで書いてあるんですが、これは部長さんならわかると思うんですが、我々は、これがどこの道か、どこになるんかということがはっきりわからないんですが、これ役所の方へ行けば図示してもらえるんですか。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 正直私もこの路線名だけではわかりません。これもいろいろ工夫を重ねて、先日の全員協では、全員協でもわかりやすくということでお示ししたところですけども、それも限界があると思っています。先ほど言いました本庁、支所で縦覧する図面というのは、先日の資料よりもさらに詳細の、大きさをいけば、1～2メートル角の図面でわかるようにして、それを縦覧に供するというふうに考えてます。

以上です。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 縦覧というのは、どの程度までしてもらえるんですか。我々とすれば、住民に対して、ここは今度市道と認められたからという説明をしてあげなきゃいけないと思うんですが、それをするには、やはり資料がないと住民に対して説明できないし、また市道になったときの今後の維持管理はどこがどういうふうにつつかということも説明する必要があると思うんですけど、そこらあたりはどのように考えているんですか。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） それにつきましても、私どもいろいろ四苦八苦して、どういう図面をつくっていくかというのをいろいろ検討はしていたんですけども、やはりその当該箇所の道路が認識できるようにするためには、先ほど言いました大きな図面でないとわからないというふうに思っております。縦覧は、公示上の縦覧は2週間を縦覧するというふうになっておりますけれども、もちろん、例えば建設課に来ていたければ、それは縦覧、いつでも見れる状態にはできますので、そのあたりでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 今の部長の説明ではよくわからんですが、どの程度までやってもらえるのか、住民にやはりある程度のものは、ここは市道に認められたと、ここは廃止になるということをはっきり言ったげないと、今後いろんな問題が起きてくると思うので、そこらあたり、どこまで考えておられるのか。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） すべての自治会に事細かくというのは大変難しいと思いますので、例えば会長、副会長、トータル8人ぐらいですね。ご足労いただいて、そうした場で、各4町単位で図面を配布する、その程度なら可能だと思いますので、そういうことを検討してまいります。以上でよろしいですか。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 我々とすれば、市道に認められたところは、ここは市道になったから、今後用地代とか、そういうものは市が見てくれると、里道であれば、地元の3割負担でやるとか、いろんな規定があると思うんです。そこらあたりもゆっくり住民に説明してあげないと、今後いろんな問題が起きたときに、我々としても住民からたずねられたら困るんで、そこらあたりは十分説明できるような資料をつくっていただきたいんですが、できますか。

○議長（上田 正君） 4回目なんで、ちょっと要望だけでいいですか。

幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 法定外公共物の3割負担、こういった制度についても周知が必要だと思いますので、そういう市道認定、このたびの市道認定について、先ほど言いました、会長さん、副会長さんなりに集まっていたときにも、市道認定とあわせて、そういう法定外公共物の負担についても資料を提供して、理解していただくように努めていきたいと思います。

○議長（上田 正君） 山本一也議員。

○15番（山本一也君） どうしても、よう納得できんよ。せっかくこれだけ分厚い物をわずか2枚に集約されて、作業されたいことは非常に努力されたという評価はできますが、今皆さんが説明しよる中で、これを認めてくれたら柔軟に対応しますと言われよるわけなんだけど、これ認めてしまつて、柔軟にいうたつて、対応しきれん思うんですよ。なぜ、わずか廃止の区間が250カ所、ぼーんとやってきたら、30カ所ぐらい説明したら十分住民の方に納得ができる、柔軟な対応ができるという問題を何でここまで難しゅうするんかな。これ認めてくれいうて言われても、皆さん言われよるように、地元でどのように説明するのか、そして、地元の方の要望があつたら、係の方が行って、柔軟な説明、今の里道になったら、3分の1の補助でやりますよとか、例えば逆に、柔軟に対応ができるのであれば、土地を出してくれるんなら、うちがやって、市道に返してあげますよという、そういう柔軟なことができるのか、どんとなんですか。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） まず、確かに住民サービスが低下するということに皆さん着目されて話をされているんですけども、我々今回、この市道認定、再編に至ったのは、まずは、市が管理すべき道路、もちろん里道も管理はするんですけども、市道というのは、一般車両が通る、里道に比べてサービス水準の高いものでないといけな、そういう道路をまず明らかにして、そういう道路を100%でございませんけども、パトロールして管理していきたいという思いがあつて、今回、この再編しているところでございません。そういった趣旨を理解していただきながら、まずは市道認定再編して、

その後にも追加の認定、そういったところに取り組んでいくという、段階的な取り組みだというふうに理解していただければと思います。

以上です。

○議長（上田 正君） 山本一也議員。

○15番（山本一也君） それはよくわかるんですよ。ですから、これしたときに、地元で今のような説明をしてあげたんですかいうて聞きよるわけ。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） ですから、まずは議会の議決を得て、先ほど申し上げましたように、影響の大きい沖美町については協議をするように協議の場を持つようにしております。なおかつ、本所、支所には詳しい図面を置いて、どこが廃止、どこが新設になったのかをわかっていただくような資料を準備する。さらに、先ほども、より周知させるためには何か必要だということで、会長さん、副会長さんとか、主だった主要な方に集まっていただいて、私が今まで話していたことを説明させていただくということで取り組んでいきたいと思っております。

○議長（上田 正君） 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 苦しい答弁であれなんですがね、再々言うようですが、こうしたところ、地元にも先に説明していただければ、私らが地元で十分な説明ができるんですよ。それを、これを認めてくれたら、あとやりますんじゃないかな、なかなか難しい仕事になりますよということを進言しとって終わります。

○議長（上田 正君） 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 沖美町へ説明されるということですが、この廃止によって、サービスの低下を受ける戸数いふんですかね、町別にわかれば、ちょっと教えていただきたらと思うんですが。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） どこまでの方が利用されているのかまではわからないんですけども、図面上、その廃止する路線に隣接する戸数について、私どもで算定しましたところ、江田島町、能美町あたりが大体20戸程度、大柿町が60戸程度、沖美町が590戸程度となっております。これは、あくまでも地理上の話でございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 今いろいろ諸議員の方々からも質問等々あったところなんですけれども、私が1つ確認したいことなんですけれども、今回市道であったものが里道になる、里道であったものが市道になるということですよ。それで先ほどは大柿港の権限移譲のところでもいろいろ議論があったところなんですけれども、今回、市道から里道になった場合に、そこら辺の何か、道がちょっとずげたとか、崩れたとかいうところであれば、住民の3割負担というのが法定外公共物の住民負担ということになるかと思うんです。今回恐らく市の当局の方はいろいろ巡回して道を見られたと思うんですが、市道から里道になるところの道ですね、こちらの方を完全に、どういうんですかね、安全性確保できたかどうかということも先に確認をとって、いきなり市道から里道にな

って、すぐ補修しなくちゃいけないという、そういったところがないようにしていただきたいと思うんですけども、そこら辺の確認というか、そういったことをしていただけるものかどうか。それとあとは周知についてですが、江田島市も広報がありますので、今回こういった認定が市道になったとか、里道に変わったとかいうところの広報を例えば3カ月とか4カ月連続して広報に入れていくというのも1つの手だと思うんですよ。こういった場合は、最寄りの支所、もしくは土木建築課、建設課にお問い合わせくださいと、里道の場合はこういった、補修の場合はこういったものが必要になりますと、新たに市道の場合は、市が全面補修をいたしますと、そういったような告知を、もちろん各地域の自治会に、役員会に報告するのもそうなんですけど、そういった広報での3カ月連続同じものでいいと思うんです、を掲載していくとか、そういったことも考える必要があると思うんですが、その点、土木建築部長の見解お願いいたします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 市道から里道に落ちるものについては、昨年の道路パトロールで一応悪い箇所等は把握しているんですけども、改めて現地調査を行いまして、悪いところについて抽出しまして、予算にも限りがございますので、3年間で修繕していきたいというふうに考えております。それと広報につきましては、可能な限り周知するというのが大切だと思いますので、広報についても配慮して、検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

野崎議員。

○8番（野崎剛睦君） 市道から里道になることについて、地元が3割負担するということで、非常に私も関心持っております、そしてまた、4町が今までそれぞれの基準があって、その交付税の関係で、特に私の近くに元の建設課長がおって、その人に聞いたんですが、交付税の関係があって、狭い道も市道に認められたということで、このたび4町が統一の基準出すことはいいことだと私は思っております。しかし、廃止されるところは地元の負担になってくるもので、議会で認められて、告示して、そして地元から説明があったときに説明するんだということなんですけど、そういう前に、やはり幹部の方は、実際にここの廃止されるところは現地をパトロールしておるわけなんですか、そこらは聞きたいんですが、それが1点。

もう1つ、4メートルあって、なぜ市道になってないのかなと思っていたら、中山間地の農道なんかで整備されとるから、これは市道ではありませんと、農道ですということなんですけど、いずれ農道も、やはり江田島市内にはかなりあると思うもので、農道の整備というんですか、基準もつくって、そういう台帳を整理しないといけないと思うんですが、そこらはどうでしょうか、その2点お尋ねします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 幹部というところでいくと、私で申し上げますと、すべての落ちるところは、申し訳ありませんが、見ておりません。

それと2点目の農道につきましては、確かに過去農道でつくったけれども、今は農業

用に使われている方よりも、一般車両が多い。そうすると、市道にした方がいいというのは、交付税の増額の関係でも大事なことだと思います。ただ、先ほど申し上げましたが、このたびは、まず現在あるものを見直してと、再編するという第一歩でございますので、今後は、その農道の状態、利用状況とかを踏まえて、仮に補助金が入っておれば、国との調整も必要になってまいりますので、そのあたりは農道を管理する産業部と話をしながら順次進めていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 登地議員。

○13番（登地靖徳君） 沖美町が里道になるところが大変多いということで、次の25日には部長さんもおいでいただきまして説明会を開いてもらえるということで、安心しておるところではあるんですが、先般には、市長には状況を見て工事は考えていくというありがたい言葉をもらっておりますが、例えば里道になって3割負担になった場合には、その3割負担で工事をしない、金まで出して道を直さないという箇所が随分発生する可能性があるんですね。例えば沖美町も急傾斜地は結構あるんだけど、大柿でも深江とか柿浦、大君、それから能美でも鹿川とか、江田島でも津久茂、秋月、江南の方には結構急傾斜地もあるんで、こういうところは、この江田島市の問題点が集約されておるとこいっぱいあるんです。どういうことかいったら、高齢化、空家、道が狭いという部分もあって、そういうことがある。だから、利用するいうても、周辺はほとんど空家で、住んだ人がいないような箇所が随所に出てくる可能性がある。そうすると、3割負担になった場合には、その道はもう放置されて、壊れたら壊れたままで投げられる可能性が発生するんですね。それで昨日も、私も資料を議会で見せていただいたんですが、路線が傷んどって車が事故を起こして、裁判にあって、市が補償補てんしたという、そういう事例がありましたね。だから将来、その3割負担の道がちゃんと修復されなかったら、やはり車は、1メートル80もあれば軽四はしっかり通るんですけども、あるいは車通らなくても道が傷んどって、人が落ちるとか、足を折るとか、そういうことも起こる可能性があるんで、その人が余りややこしいこと言わなければいいんだけど、やはりこの道の管理者がしっかりせん、こうなっただけの場合には、果たしてどうなるかということが発生する可能性があるんです。それで、私は、市長さんがありがたい言葉言うてくれたんですが、いろいろ考えてみたら、その道路の中に上水道、下水道、農業用水のパイプが入った路線は、里道としても特別扱いをするような区別するべきじゃないか思うんです。いうのは、3割負担ということは、その周辺の人が利用するから、利用する人が3割を持つということじゃないかと思うんだけど、それじゃ下にパイプを入れた持ち主いうんか、所有者いうんか、管理者には、それじゃ7割の中で対応するだけかいうこともあって、だから、昔は上水道も石垣の端を走ったんですが、今はその細い、里道対象の道の中にも皆埋設されよるわけでありまして、だから、そこらの部分はしっかり私は区別して、里道にされてもいいんだけど、3割負担という部分をやはりしっかり区別して判断していくべきじゃないかと思うんです。特に幸野部長さんは、広島県から素晴らしい人でおいでになられたんですから、そこらのあたりのことをこの里道に絡んでもしっかり判断していただきたいと思ひまして、これはうちの町ばかりじゃない

んです。どの町にも大なり小なり皆関連することですので、しっかりとそのことを執行部の方も、議員の人も把握してほしいなと思って、ちょっと一言発言させてもらいましたので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（上田 正君） 要望で終わります。

沖元議員。

○7番（沖元大洋君） 先ほどの大柿港湾の県移譲の際に、前例として護岸を修繕、1年にかけて悪いとこやりましたよね。この旧町道を里道に、いわゆる認定替えするのにあたりまして、莫大な距離、この江田島市内にあるわけですが、県が行ったような最後のサービスの調査、補修は考えておられるのか。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 胡子議員にもお答えしたところにも関係するんですけども、今後3年間で、修繕が必要なところを見極めて、予算の範囲内でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（上田 正君） 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） 今までだったら、そういう3割負担、出すじゃ出さんじゃないって、地権者とごたごたごたごたこの問題に関してはどこの地区でも多々あった案件なんですよ。ですから、先ほど各議員さんが地元の地権者の方たちとの話し合いの場なんかをたくさん設けて、今部長は沖美地区に関してはと、こうされましたけれども、地域の住民一人一人が重大な問題なんですよ。そこへ固まっておるから重大な問題じゃないんですよ。たとえ私がその立場におかれたたった一軒であっても、自分に対しては重大な問題なんですよ。でありますので、そこら辺をよく考慮して、江田島市全体が誤解のないようにスムーズに工事が進められるように、できるだけ多くの地区と話し合いを設けて、この計画を進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これより本2案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、本2案を起立により採決を行います。

本2案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本2案は原案のとおり可決されました。

○議長（上田 正君） 暫時休憩いたします。

（休憩 11時55分）

（再開 12時03分）

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

日程第9 議案第44号

○議長（上田 正君） 日程第9「議案第44号 平成22年度江田島市一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第44号「平成22年度江田島市一般会計補正予算（第1号）」でございます。

平成22年度江田島市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,890万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億4,090万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 一般会計補正予算（第1号）について、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

予算書20ページ、21ページをお開きください。

最初に歳入からです。15款県支出金、2項県補助金ですが、それぞれ充当する予算項目ごとに計上しております。補助金の種類ごとの計は、生活交通体系再編支援事業補助金93万6,000円、未来創造支援事業補助金110万円、緊急雇用対策事業費補助金886万2,000円、豊かな心を育てる体験活動事業費補助金82万4,000円、合計1,172万2,000円の増額計上です。次に、19款繰越金、1項繰越金ですが、6,633万9,000円の増額計上です。今回の補正に係る一般財源といたしまして前年度繰越金を計上しております。次に20款諸収入、6項雑入ですが、社会保険料83万9,000円の増額計上でございます。

続いて歳出です。

予算書22、23ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費ですが、1目一般管理費は10万6,000円の増額計上で、本庁別館3階に設置する避難ばしごの購入費を計上しております。6目企画費は2,400万9,000円の増額計上で、県補助による未来創造事業支援事業経費、市公共交通協議会への負担金の追加、秋月～呉航路への社会実験運航補助金です。7目情報政策費は2,694万円の増額計上で、本年11月から稼働する次期基幹系電算システムの機能追加及び電算室分電盤工事費の経費を計上しております。13目集会所施設費は、81万9,000円の増額計上で、江田島コミュニティセンターの空調機修繕工事費です。

予算書24、25ページをお開きください。5款労働費、1項労働諸費、1目労働対

策費ですが、970万1,000円の増額計上で、これは緊急雇用創出事業のための臨時職員賃金等でございます。6款農林水産業費、1項農業費ですが、1目農業委員会費は、賃金と報償費の節の組替えを行っております。6目農業集落排水事業は150万円の増額計上で、農業集落排水事業特別会計への繰出金です。8款土木費、3項河川費、1目河川維持改良費は1,500万円の増額補正で、大柿町柿浦の市道常道6号線暗渠改修工事の事業費を計上しております。

次に、予算書26、27ページに移ります。10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費は82万5,000円の増額計上で、県補助の豊かな心を育てる体験活動事業の補助金追加でございます。

以上、歳入歳出合計それぞれ7,890万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億4,090万円とする補正でございます。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

片平議員。

○6番（片平 司君） 23ページの企画費の002の生活交通維持対策費なんですけど、これ来年の3月までだと思うんですけど、秋月航路の補助やと思うんですけど、4月以降はどのように考えておられるんか、あればお答えください。

それと、その下の7目の情報政策費、これ全体で見ると非常に高いわけですよ。これどうしてこんなに高いのかなといつも思うんですけど、特に今回、子ども手当のシステムで組んだるわけなんですけど、これはやっぱり、国が出さずに地方自治体が出すようになってるわけなんですかね。

それと、27ページの豊かな心を育てる体験学習事業は、具体的にどのような事業がされとるんか、ちょっと答えてもらえればと思うんですが。以上です。

○議長（上田 正君） 重川教育次長。

○教育次長（重川忠道君） 豊かな心を育てる体験活動でございますけれども、日常とは異なる環境で生活をして、児童の自立心や主体性などを育てるというのを目的にしております。これは私たちは島でございますから、海が近いということで、4校の学校が山の方へ行って民泊、あるいは少年自然の家等に宿泊いたしまして、3泊4日の事業でございます。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 有馬企画振興課長。

○企画振興課長（有馬博之君） 23ページ、生活交通維持対策事業費のうちの社会実験運航、秋月の件なんですけれども、これにつきまして、社会実験を4カ月させていただきまます。そのときに検証させていただきますので、その結果によって、4月以降どのような形で対応するかというのを判断していきたいと思っております。ですので、今の段階でどうするというのは、ちょっと申し上げられないというところでよろしく願いいたします。

それから情報管理事業の中の子ども手当システム、これにつきましては、国のお金で基本的にシステムの改修費用は出していただけるのが基本なのですが、今回11月から、その上にもあるんですが、電算基幹系システムのリース期間満了に伴う移行で、新しい基幹系システムに切り替わります。そのタイミングが11月ということがありましたので、4月から11月までの間の分のシステム変更は国のお金を認めてもらえるんですが、その11月のときのまた新しいシステムに替える分のがちょっとこちらに上げさせていただいた、補正に組まさせていただいたということですのでよろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 山木議員。

○16番（山木信勝君） 21ページの前年度繰越金であります、前年度繰越金はどのくらいあるのか、金額を知らせてください。

それから23ページの企画調整事業費の江田島PR隊委員報酬、その上の講師謝金ですか、これはPR隊については当初予算で138万円ぐらい上げとったわけですが、このようにまた出すのはどうしてお伺いいたします。それから費用弁償とか食糧費。それから一番下の自動車等借上代、この40万円、何にするんですかね、お伺いします。

その下の先ほど言われた社会実験運航補助金、補助金を出すわけですが、会社の企業努力、内部改革、どのようにやったのかお伺いいたします。

それから、その下の情報管理事業費委託料、これは当初予算で何で上げなかったんですかね、今になって、こういうのを上げるのはおかしいと思います。

それから25ページの農業委員会運営事業費で、これが何か切り替わったいうんですがね、これ間違いだったんですか、予算の。お伺いします。

以上。

○議長（上田 正君） 川尻会計管理者。

○会計管理者（川尻博文君） 一般会計の繰越金でございます。歳入歳出差引残高、今決算額ですけれども、7億8,600万、これに昨日、翌年度の繰越財源としまして、一般財源控除いたしますと、6億5,800万、そこらになります。

以上です。

○議長（上田 正君） 有馬企画振興課長。

○企画振興課長（有馬博之君） 先ほど23ページの企画調整事業費、PR隊委員報酬金についてのご質問ですけれども、これにつきましては、県の未来創造支援事業という補助事業がございまして、その補助事業に参加させていただく、手を挙げるといったことで、その中身について、このPR隊の中で運営していきたいというふうに考えておりますので、このPR隊の中で、この未来創造計画をつくるということを考えております。このPR隊の庁内の職員、それから外部にも委員をお願いしまして、研修でありますとか、先進地視察、そういったことを計画をしております。自動車借上料につきましても、バスを借り上げて視察に行きたいということで、ここに計上させていただいているものでございます。

それから社会実験運航補助金につきまして、内部努力、どのようにされとるかというところなのですが、試算の段階ではあるんですが、大昭汽船さん、25%人件費を削減ということで話をしております。この補助金範囲内で運航を、社会実験をしてもらえる

ようお願いをしているところでございます。

それから電子計算機委託料の件でございます。これにつきまして、リース期間満了に伴う基幹系システム、住基のシステムとか税とかいろんな住民向けのシステム、情報住民システムというんですけども、住民情報システムですか、そのリース期間満了に伴うシステム導入、これにつきましては、当初の段階では上げていなかったというのが、それぞれの担当ごとと会議をさせていただいて、それぞれ基本パッケージで対応できるものは、そのようにという基本原則はあったんですが、担当と会議をする中で、どうしても、この作業について、江田島方式といいますか、そういった仕様が必要なものが出てまいりました。これにつきましてシステムを変更する、カスタマイズするような費用として、ここに今回補正で上げさせていただいたところでございます。

企画の方は以上でございます。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 農業委員会の件についてご説明します。12月の予算編成時期のころには、4件での報償金というような県の方の通知があったように聞いております。農地法が12月に改正されまして、このたび、農地の利用状況調査というのを主眼におくということで賃金に組替えをさせていただいたものです。

○議長（上田 正君） 山木議員。

○16番（山木信勝君） 先ほどの自動車等借上料であります。視察はこれは勉強会、実になるんです、これ。この視察ってね。40万も使ってから。どのようなことやるんですか。

○議長（上田 正君） 有馬企画振興課長。

○企画振興課長（有馬博之君） これから考えるところもございませうけれども、県の計画、補助の対象となる計画が産業対策の未来創造という名前のとおり、地域の資源を活用して、そういういろんな産業対策で先進的などいいますか、前向きな取り組みをされておる事例、そういったところを市の職員と外部の方と、外部の方は今のところ、いろんな関係機関、観光協会でありますとか商工会、漁業・農業の関係の団体、そういったところの方に入らせていただいて一緒になって勉強していきたいと今考えているところでございます。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） 大昭汽船さんの補助の件なんです、これ柿浦港に寄港するという条件だったと思うんですが、そこらはどうなんですか。

○議長（上田 正君） 有馬企画振興課長。

○企画振興課長（有馬博之君） まず、秋月～呉航路の件なんですけれども、柿浦のことに関しましても、シミュレーションはうちの方でさせていただきました。大昭汽船さんの方と相談をさせていただく中で、秋月～呉のパターンと柿浦を入れたパターンとで提示させていただき、それを会社として判断してくださいというお願いをした中で、出てきた答えで、秋月～呉でやりたいというお話があったので、そういう試算、こういう補助金をつくらせていただいたという経緯がございます。再度確認をさせていただいたところでは、やはり柿浦の方では難しいという判断をされているというふうにお聞き

しております。

○議長（上田 正君） 大石議員。

○5番（大石秀昭君） これ当初、大昭汽船さんの方に柿浦に寄港するというところで、努力しましょうというようなことを同僚議員が言われとったんですが、そこらあたり、柿浦に寄らないんですか、寄るんですか。

○議長（上田 正君） 有馬企画振興課長。

○企画振興課長（有馬博之君） 今確認している範囲では、寄らないというふうに大昭汽船さんの方はおっしゃられているようです。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 25ページの緊急雇用創出事業費ということなんですけども、これ今回初めてというものじゃないと思うんですが、これまで市の方が雇用対策ということでこういう事業やっておるんですけども、今、延べで、今景気が悪くなって、こういった臨時職員採用されとると思うんですけども、延べ人数、そちらの方わかりましたら、またこれから募集かけると思うんですけども、大体どの程度の人数を予定されているのか教えてください。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 今までの現在で22事業、29名の方ということですから。これを含めずという数字であります。

○議長（上田 正君） 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 今29名というのが、これまでのということですよ、延べで。これから今予算計上されたんですけども、今後は、今の予算措置で大体どの人数を予定されているのか、それも教えてください。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 一応この補正では5名の方、5事業に対して、9カ月程度の雇用ということでやらさせていただきます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

沖元議員。

○7番（沖元大洋君） 今の大石議員が聞いておった秋月～呉航路、これ当初、課長も説明したとおり、大昭汽船さんは、これを認めてもらえるのであれば少々の努力はしますと言われたので、私がお話の中で、市長よく聞いてくださいよ。話の中で、濱崎さん、これは大昭汽船を助けるんじゃないんですよと、住民サービスの一環として、住民の足を守るために、私が市に、それじゃ話してみましょと、私が市に話すための条件として、柿浦～呉間を往復、朝晩でも1便、2便か、だから。復活させるということを入れてくだされば話にいきましょうと、それは見やすいことですから、やりまますから、是非お願いしますということだったんですよ。して、有馬課長と話した後、濱崎さんが、また有馬課長と話した段階で、あっこれは話がうまくいくんじゃないかというニュアンスのもとで、私と2人の柿浦路線復活を隠して話を進めとるように見えるわけなんです。これでは約束が違うわけなんですよ。約束が違っても、それはいいんで

すけれども、25%の人件費削減、これはあの方の役員がほとんど給料占めとるわけなんですよ。したら、のければ、50%は楽に削減できるんですよ。例えば呉の栈橋の切符のもぎ取り、取る人、これ3交替にしとるんですよ。そんなもん船の中で船員が取ればすむことですよ、自動販売機もあることで、いうことなんか一切、濱崎さんとこのいわば親戚なんかのファミリーが切符もぎなんかもやっておるんですよ。したら、私ら計算したら、十分50%削減できるんですよ、する努力もしない、約束もしないで、ただ頼んでくれ頼んでくれ、ちょっとおかしいと思うんですが、そこら辺を有馬課長、もう一度濱崎さんと話して、泣き言ばかり言うんじゃないしに、本当に助けてほしい、住民のためになる路線回復であるんなら、我々議会も一生懸命努力していくんですけれども、わかた会社助けてくれただけでは、だれも見向きもしませんから、そういうことを濱崎さんの方に伝えて、一層努力をして、約束を違わんように、それから先のことは、また話し合ひましょう。こういうことをお願いしとってください。答弁はいいです。

○議長（上田 正君） 要望でいいですね。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第44号を、起立により採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第45号

○議長（上田 正君） 日程第10「議案第45号 平成22年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略します。

直ちに、提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第45号「平成22年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」でございます。

平成22年度江田島市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ460万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,810万円とする。2、歳

入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第45号の説明をします。

このたびの補正は、制度改正に伴うシステム改修費と老人保健医療費拠出金の確定により行うものでございます。

はじめに、歳出について説明します。

34、35ページをお願いします。

一番上、1款1項1目13節の委託料、国保システム改修事業費委託料260万円の増額補正、これは制度改正に伴うシステム改修委託料で、リストラなどで職を失った者が在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるように、国保税の負担軽減措置を行うもので、平成22年4月1日施行するものでございます。また、臨時的なものではなく恒久的なものとして整備をするもので、全額国の補助で行うものでございます。その下、5款1項1目19節負担金補助及び交付金、老人保健医療費拠出金200万円の増額補正、これは老人保健拠出金の額が確定したために補正するものでございます。

次に財源について説明します。

32、33ページをお願いします。

はじめに、システム改修費の補助金について説明します。上から2段目、3款2項1目2節特別調整交付金260万円の増額補正、これは全額国の補助金でございます。終わりに、老人保健拠出金に対する補助金等について説明します。一番上、3款1項1目療養給付費国庫負担金68万円の増額補正、これは老人保健拠出金の34%に当たるものです。その下、2項1目1節普通調整交付金14万円の増額補正、これは老人保健拠出金の7%に当たるものです。上から3段目、4款2項1目財政調整交付金12万円の増額補正、これは老人保健拠出金の6%に当たるものでございます。不足分の106万円については、一番下、10款1項2目前年度繰越金を充てるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

片平議員。

○6番（片平 司君） 老人保健の拠出金については、今年度限りでもう終わるということなんですかね。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 特別会計の老人保健にいくものは今年度で終わります。でも、来年もまだあるかもわかりません。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第45号を、起立により採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第46号

○議長(上田 正君) 日程第11「議案第46号 平成22年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略します。

直ちに、提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第46号「平成22年度江田島市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」でございます。

平成22年度江田島市の農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,120万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長(上田 正君) 幸野土木建築部長。

○土木建築部長(幸野 潔君) 議案46号につきまして、42ページで説明させていただきます。

42ページをお開きください。

歳出でございます。第1款総務費、第1項総務管理費を150万円増額計上しております。これは三高の下水道浄化センターにおきまして、流入する下水からごみをスクリーンで捕捉し、除去する工程がございますが、この除去システムの部材の一部が腐食により作動しなくなり、現在手作業による除去となっております。このため、この除去システムの修繕工事を行うものでございます。

次に、前ページ40ページを開いていただき、歳入でございます。150万円の歳出増により、同額が不足することから、一般会計からの繰入金で充当することとし、一般会計繰入金を150万円増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山木議員。

○16番（山木信勝君） この三高の下水は、二、三年前じゃろう思うんじゃが、新しい思うんじゃけど、これは。それでさびついて、このような150万も要るような。これ補償、業者の補償の範囲内じゃないんですか。出す必要ない、市が。お伺いします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 三高の浄化センター、18年に供用しておりますので、まだ、確かに時間が経っておりません。この腐食の原因を分析しましたところ、三高の浄化センターの下水処理施設が他の浄化センターに比べましてコンパクトに、例えばいろんな施設が1つの部屋にというような構造になっております。そうしたことから、下水から発生するガス等の環境が他の浄化センターよりも厳しくて、腐食が進んだものと分析しております。こういったことから、これは当初の納入業者の瑕疵ではなくて、やむを得ない、不可避の現象だというふうに認識しておりまして、これにつきまして、今後点検を強化することによって、こういう致命的な損傷にならないよう修繕を施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 山木議員。

○16番（山木信勝君） 補償の範囲内じゃないんですかというて聞いているんですよ。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 補償の範囲内ではないというふうに解釈してます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号を、起立により採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第47号

○議長（上田 正君） 日程第12「議案第47号 平成22年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第47号「平成22年度江田島市宿泊施設事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

平成22年度江田島市の宿泊施設事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ753万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,253万6,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 議案第47号の説明をさせていただきます。

50ページをお開きください。

第1款事業費、第1項管理費の440万増額補正をするものです。これは今回、能美海上ロッジの空調設備4台の取替えと、サンビーチおきみの風呂用給湯ボイラーの取替え工事を行うものであります。なお、予備費313万6,000円につきましては、今後緊急修繕等に対応するために計上させていただいております。

次に、この財源でございますが、前ページ、48ページをお開きください。

指定管理者の株式会社休暇村サービスとの年度協定第5条の規定により、収益金が生じたので、これを雑入として計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

胡子議員。

○9番（胡子雅信君） こちらの方で、今その指定管理者の施設管理で特別会計つくっておるものと理解しておるんですが、きょう残念ながら、市長から報告があった、食中毒で、食事の営業禁止、何日間かちょっとわかりませんが、昨年、この3月まで収益が上がったものにおいて、半分は市の方に諸収入として上がりまして、これに基づいて今回修繕するわけなんですけども、今回の営業の禁止になって、やはり収益が落ちると思うんですよ。こういった場合、何かその市が休暇村に対して、行政指導はしているんでしょうけども、何らか、例えば収益が上がらなかった原因は今回休暇村サービスにあるわけであって、このときに何かそういった市としての対応というものは契約上あるんでしょうか。

○議長（上田 正君） 瀬戸本産業部長。

○産業部長（瀬戸本三郎君） 今回の食中毒に関してのみ言いますと、現在、国民休暇村サービスから、本社からそういう職員、保険対応等々についてしておりますので、市とすれば、昨日、支配人と東京本社からも職員を呼びまして、市長からそういう指導をさせていただいたという範囲でおさまっております。

○議長（上田 正君） 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 今から話すことは要望というか、お願いというところになると思うんですけども、前年度は確かに半分の750万、その利益として市に利益があったわけなんですけども、今回こういった場合において、当初、これがなければ期待できる利益も可能性としてはあったかと、これも結果見てみないと、来年3月見てみないとわからないですけども、こういうところもあるんで、ちょっと非常に残念なところだったのかなと、今後市の方も十分この休暇村サービスさんと、そういったところをお願いしていただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第47号を、起立により採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

これで、平成22年第3回江田島市定例会を閉会にいたします。

皆さんご苦労さんでした。

（閉会 12時47分）

地方自治法 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

江田島市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員